

【2016年第1回定例会・総括質問】20番。斉藤ゆみこです。日本共産党議員団を代表して、総括質問を行います。

最初に、市長の政治姿勢について質問いたします。

1点目は、安保法制(戦争法)についてです。

安倍政権は、安保法制(戦争法)を、3月29日施行の方向で調整しています。この法律が施行されれば、日本は「戦争する国」となり、自衛隊による集団的自衛権の行使や国際紛争に対処する他国軍への後方支援が随時可能になります。

現在、南スーダンに展開する国連平和維持活動には、日本の陸上自衛隊約350人が派遣されています。先の国会で日本共産党は、防衛省の内部文書を挙げ、「人質救出」などの任務付与を想定し、相手の「狙撃や射殺」を前提に作戦を検討していたことを明らかにしました。安保法制に伴う任務の拡大で、日本の自衛隊員が「殺し、殺される」交戦を行う危険はすでに切迫しています。

安倍首相は、在任中の改憲姿勢を明確にしていますが、安保法制に対する国民多数の反対は止まることなく続いています。この国民の声を受け、安保法制廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を共通の目標とした5野党の合意が進み、2月19日に5党共同で安保法制廃止法案が衆議院に提出されました。そこで質問いたします。

「殺し、殺される」国となる安保法制(戦争法)は廃止し、立憲主義と民主主義を守る立場にたつべきと考えます。市長の見解を求めます。

2点目は、消費税についてです。

安倍首相は今後、『アベノミクス』の一層強化を図り、来年4月の消費税増税を予定通り行うとしています。しかし、日本経済は、「アベノミクス」で必死にテコ入れした結果、大企業は空前の儲けを得て、ため込み金を増やしましたが、労働者の実質収入は落ち込み、個人消費の低迷は長期にわたって続いています。この家計の冷え込みの原因が、一昨年の消費税増税にあることは明らかであり、このことは安倍首相も認めています。

今後、日本経済を立て直すためには、主力エンジンである家計を温めること、国民所得を増やして暮らしを後押しし、個人消費を上向きに変える政策転換が何より必要です。

政府は、逆進性を緩和すると言って「軽減税率」を導入し、痛みをごまかそうとしていますが、この「軽減税率」導入を柱とする税制関連法には、将来10%を越える新たな増税の可能性が盛り込まれています。逆進性を認めるのなら、そもそも消費税に頼るべきではありません。これ以上の景気の悪化は税収に多大な悪影響を与え、財政再建に逆行します。そこで質問します。

国民・市民の暮らしと経済を回復させるため、消費税増税に反対すべきと考えます。市長の見解をお聞かせください。

3点目は、社会保障についてです。

安倍政権は、「安心につながる社会保障」を掲げて、増税を強行しました。それにもかかわらず、「岩盤規制に穴をあける」と「骨太の方針」を打ち出し、その重点分野に「社会保障費の抑制と削減」を掲げています。

過去3年間においても、診療報酬の実質マイナス改定や、70歳から74歳の医療費窓口負担の引き上げ、介護報酬の大幅引き下げ、生活保護費の削減などが強行されています。

今後も財務省は、社会保障のあらゆる分野で、財源の縮小を図り、負担増・給付減を行うための工程表まで作成しており、2017年以降も、更なる大改悪を行う予定です。

診療報酬の引き下げが続き、すでに悪化している医療機関の経営を、今後更に圧迫することが予想されます。医師や看護師不足に拍車をかけ、病床削減などで患者追い出しを図るため、入院が重症患者に絞り込まれ、患者と家族の負担増も懸念されます。「医療難民」や生活困窮者を増大させることは必至です。そこで質問いたします。

社会保障の削減は、憲法25条で定められた国の責任と、国民の生存権を踏みにじるものであり、これ以上の制度改悪を許してはならないと考えます。市長の見解をお聞かせください。

4点目は、連携中枢都市圏構想についてです。

2014年5月の地方自治法改正において、道州制を見据えた「連携協約」が新たに制度化されました。これは、自治体が他の自治体と連携し、事務処理を行うための基本的方針と役割分担を定めるものです。

現在、大分市はこの制度に基づき、大分市を中心市とした近隣7つの市町と連携協約を結び、病院や公共施設を集積・強化し、都市機能や公共サービスの共有体制の形成を進めています。問題はそれが本当に市民生活の向上につながるかどうかです。

小泉内閣時代に進められた「平成の大合併」は、1999年度から2009年度のおよそ10年間で、市町村数を3,232から1,727にまで減少させましたが、大合併を総括した総務省も「役場が遠くなり不便になる」、「中心部と周辺部の格差が増大する」、「住民の声が届きにくくなる」など否定的評価を公表しています。

また、全国町村会も、「合併で地方交付税はむしろ減額された」「行政と住民相互の連帯が弱まった」「周辺部の衰退に拍車がかかった」など、国の合併推進策の問題点と、合併がもたらしたマイナス点を挙げています。

「サービスは高く、負担は低く」という平成の大合併の掛け声同様に「連携」が進められていますが、地域経済が疲弊し、暮らしやすい住環境が維持できなければ本末転倒です。

これまで市長はこの連携協約にあたり、圏域全体の経済を活性化し、行政サービスの低下を維持し、将来にわたって住民が安心して快適に暮らせる地域を形成すると、表明されました。そこで、質問致します。

この連携協約によって、大分市と連携市町をどう活性化し、安心できる住環境を維持するのか、お聞かせください。

次に、新年度予算について質問します。

平成 28 年度一般会計予算(案)は、1,776 億円と対前年度比 6.2%増の過去最大規模となっています。

歳入では、自主財源は構成比50,1%で、対前年度比1,5%(12億8,573万3千円)の増、市税は、構成比42.9%と、対前年度比1.5%(11億0,665万6千円)の増となっています。

市民税は対前年度比微増の横ばいとなっています。個人税は前年度より1億6,716万3千円の増となっていますが、法人税は前年より1億6781万6千円の減です。交付税原資化と法人実効税率の引き下げによる、大企業優遇税制によるものです。

固定資産税は、8億5,634万4千円の増です。土地は地価下落の影響により1億7,745万6千円の減ですが、家屋は6億5,898万8千円の増です。大分駅ビルの建設によるものが主なものです。一般家屋については、建物の評価は年々さがるのに、固定資産税は増加しています。連動して都市計画税が、前年度比9,526万2千円増となっています。市民税・固定資産税の両税で市税の84%を占めています。

自動車取得税交付金は、1億4,500万円(対前年度比120.8%)の増、庶民の足である軽乗用車・貨物にかかる税の引き上げによるものです。

依存財源は、構成比49.9%で、地方交付税の約5億円(4.9%)増、国庫支出金約31億円(9.7%)増、県支出金約8億円(7.6%)増、市債約40億円(25%)増、などとなっています。これらの増額は、低所得高齢者に対し消費税増税の緩和策として3万円を支給する臨時福祉給付金や扶助費などが主な要因です。

以上のように、歳入では、長引く景気の低迷で、市民税は横ばいの中、個人市民税、固定資産税家屋、都市計画税、軽四自動車税の負担増などが市民に重くのしかかっています。

歳出では、新規事業が51件、拡充事業が46件、計97事業(17億4,700万円)の内、86事業の13億3,100万円が、地方創生関連の事業費となっています。

社会保障関係費は、522億円で、対前年度比5.4%増の(26億9,000万円)、普通建設事業費を、262億円確保した額となっています。しかしその内容をみていくと、

第1に、大分駅南土地区画整備事業費や横尾土地区画整理事業費などが、聖域となって計上されています。

第2に、碩田中学校区の新設校施設整備事業費51億円が措置されています。当初の予定になかった中学校も含めた強引な統廃合で、小中一貫教育強化のための新設校整備とも言えます。いまだ納得できない保護者の声も上がっており、到底賛成できるものではありません。

第3に、豊予海峡ルート推進事業費として調査事業費等に1,430万円が計上されています。豊予海峡ルート構想について市長は、「市民に対し大分市の未来について夢を語ることは非常に大切」と述べられ、今議会においても「引き続き、機運の醸成を図り、実現に向けて

取り組む」と答弁されえています。しかし、莫大な税金で大手ゼネコン対象の一大事業を呼び込む夢よりも、深刻な不況の中で、できるだけ多くの地元企業が共有できる事業で、堅実に経済効果を生む実現可能な施策を行うべきです。

第4に、企業立地促進助成金5億6,216万2千円の内、資本金が約444億円、内部留保金も持ち合わせている三井造船(株)への助成金として2億円が措置されており、大企業優遇の予算です。

第5に、すでに役割を終えた事業や不公正を助長する同和対策関連予算(1億8,645万7千円)が含まれています。公平な人権擁護施策に切り替えた予算にすべきです。

第6に、一般職員の給与削減の一方で、常勤特別職や議員の期末手当の引き上げが予算化されています。市民感情からしても、受け入れられるものではありません。

今回の歳出は、大型事業を聖域とし、大企業を優遇し、新たな大型プロジェクトを推進する一方で、市民の切実な願いや思いとは遠い歳出予算となっています。そこで質問致します。

歳入においては、大工場用地への固定資産税の適正評価を行う等して増収を増やす努力をすること。また、歳出については、大型事業費や大企業優遇予算、常勤特別職と議員の期末手当の引き上げ措置、役割を終えた事業などの予算を見直すこと。これらによって、市民のいのちと暮らしを優先にした予算に組みかえるべきです。見解を求めます。

次に、原発について質問します。

東京電力福島第一原発の事故から、5年が経過しました。原発事故は終わるところか今なお続き、被害は拡大し続けています。福島県全体で、約10万人の方々も、いまま避難生活を強いられています。放射能汚染水は増加に転じ、1日550トンもの汚染水がつくられ、溶け落ちた核燃料の状態さえ分からず、収束とは程遠い深刻な状態です。

ところが安倍政権は、避難区域を解除し、被災者支援切り捨ての施策まで打ち出しています。「原発安全神話」に固執し、原発事故などなかったかのように核保有国インドに原発輸出まで行う無責任さは断じて許されるものではありません。

安倍政権の原発固執政治には、二つの大きな矛盾があります。そのひとつは「原発安全神話」が、国民の間でも崩壊していることです。

原発の運転期間は「原則40年」とされていたのに、関西電力は40年を超えた高浜原発1,2号機の適合申請をしました。しかし、この高浜1,2号機の再稼働を許せば、危険極まりない老朽原発の稼働を常態化させることとなります。

そんな中、今年9日、滋賀県の住民が、高浜原発3,4号機の運転差し止めを求めた仮処分申請で、大津地裁は運転を認めない決定を下しました。運転開始から40年に満たない原発の再稼働にも、司法のストップがかかったのです。

もう一つの矛盾は「核のゴミ」、つまり使用済み核燃料の問題です。今後原発を再稼働した場合、計算上わずか6年で、すべての原発の貯蔵プールが「核のゴミ」で満杯となります。六ヶ所再処理工場の貯蔵プールはすでに満杯であり、「高レベル放射性廃棄物」が増え続ける八方ふさがりの状態です。

市長はこれまで、伊方原発の再稼働について、「安全対策には万全を期して」もらい、「注視する」とご答弁されました。しかし、大規模な自然災害が予測される中、原発事故が起こらない保証はどこにもありません。市民の命と暮らし、大分市の産業を守ると言うのなら、原発の再稼働など容認できないはずで、そこで、おたずねします。

伊方原発の再稼働中止と、「即時原発ゼロ」の政治決断を国に要請すべきと考えます。見解を求めます。

次に、福祉行政について質問します。

1点目に、保育行政についてです。

「子育て支援」「待機児童解消」を掲げながら、国や自治体の公的責任を後退させる、「子ども・子育て支援新制度」の実施から1年を迎えようとしています。

量的拡大を急ぐあまり、保育の質の担保や処遇改善はほとんど手付かずのままです。いまなお保育所入園を希望する保護者からは、「希望する認可保育所に入れぬ」「産休明けの仕事復帰が迫っているのに、保育所が決まらない」など、多くの悲鳴があがっています。認可保育所の整備を、更にスピード感を持って進めることが求められます。

このような状況の中、政府が制度の中心に据えているのは、小規模保育事業や事業所内保育の拡充です。しかし、これらの保育施設は、これまでの認可保育所の設置にかかる最低基準を緩和したものであり、その結果、保育の質の低下が生じています。

この間、認可された保育施設に勤めていた複数の保育士さんから、労働相談を受けました。「1時間の休憩中、急いで15分で食事を済ませ、後の時間は作業。それも、隣接する園長宅の草取りまでさせられる」「勤務終了時間を過ぎてから園庭の片づけが始まる。1時間以上のサービス残業は当たり前」「保育教材を買ってもらえず、見かねた担任が自己負担で購入していた」など、ブラック企業と言わんばかりの内容です。個人的ないじめやパワハラも確認されています。

また、運営面では、園が単独で行う上乗せ徴収金の「金額が大きい」、「徴収料の用途が不明」等、保護者の声もあります。

保育所入所を求める多くの親は「設備が整い、子どもの成長を共に喜び合える保育士がいて、保育の質が保障されている園に預けたい」という願いを持っています。どんな保育施設であれ、私立・公立に関わらず、保育士が不当な扱いを受けたり、保護者が疑問や不安を抱くような保育環境の悪化は、許されるものではありません。

保育士の処遇改善と保育の質の向上は、急務です。国が行った制度改変とはいえ、小規模保育、事業所内保育、家庭的保育等の地域型保育給付の対象事業は、自治体の裁量で行われています。当然、監督責任は大きく問われます。そこで質問致します。

これまでの設置基準に基づいた「認可保育所」の整備を早急に拡充すると共に、保育の質を守るための対策を行うべきと考えます。見解をお聞かせください。

2点目に、児童福祉について質問します。

厚労省のデータによると、平成 26 年度中に、全国 208 か所の児童相談所が児童虐待として対応した相談件数は速報値で 88,931 件、これまでで最多となっています。子どもの虐待死が頻繁に報道される中、急増する児童虐待の防止と対策にどう取り組むのか、専門的な機関へどれだけつなぐことができるのか、対応が迫られています。

早期発見で子どもを守るためには、保育所や学校、病院、保健所など、子どもにかかわる専門機関の連携は欠かせませんが、直接相談の窓口となる児童相談所の不足が指摘されています。

児童相談所は、国の通知により人口 50 万人に 1 ヶ所設置することとされていますが、緊急事態とも言える児童虐待に対応する為、大分市でも整備を急ぐべきと考えます。

また、児童虐待が増え続ける背景のひとつには、「貧困問題」の深刻さがあります。「給食費が払えない」「日々の食事すら満足に取れない」「熱がでて病院にかかれない」などの状況が、さらに家族を追い込み、深刻な事態を招くことにつながります。子どもが気軽に立ち寄ることができ、子どもが自分でも飛び込んでいける、そんな駆け込み寺のような受け皿を整備すべきです。

神戸市には、児童相談所と児童館が一体となった、こべっこランドという総合児童センターがあります。専門の職員が育児や発達の支援をするだけでなく、広い年齢層の子ども達に無料で開かれたスペースは、子どもたちを包括的に受け入れる受け皿となっています。

近年、子どもたちに無料で食事を提供する「子ども食堂」や、基礎的な学習を支援する「無料塾」など、深刻な子どもの現状に寄りそう居場所が、民間によって作り出され広がりをみせています。大分市にも、子どもたちを包括的に横断的に受け入れることができる受け皿を整備すべきだと考えます。そこで、質問致します。

大分市に、児童館を備えた児童相談所の設置を検討すべきと考えます。見解をお聞かせください。

3点目に、介護保険について質問します。

介護保険料の値上げが著しく、大分市においては 2000 年に 3,166 円だった基準額は、2015 年に 5,994 円と、約 2 倍に引き上げられています。少ない年金から高い介護保険料が徴収され、生活自体に影響が及び、保険料を納めていても利用料の負担が重く、サービスを受けられない実態も生じています。

一方、介護施設では、2015 年からの介護報酬の引き下げの影響で、全国の介護事業所の年間倒産率が過去最高に上っており、介護施設の運営も苦しい立場に追いやられています。介護報酬が下がれば、職員の処遇も改善することはできません。ただでさえ負担がかかる介護現場のストレスを、解消することは不可能です。

保険料と利用料の負担増、介護サービスの引き下げや保険給付外しを拡大させる、これ以上の改悪はとうてい許すことはできません。そこで、質問致します。

介護の負担を本人と家族の責任に追いやる制度改悪に反対し、必要な介護サービスが保障されるよう介護保険料の負担軽減を求め、国の負担を増やすよう要請すべきと考えます。見解をお聞かせください。

4点目に、障がい者福祉について質問します。

小泉自公政権下ではじまった障害者自立支援法に対し、全国で71人の当事者が声を上げ、国と自治体を相手に自立支援法違憲訴訟を起こしました。その訴訟で勝ち取った「基本合意」に従い、本来であれば2013年8月までに、「当事者の意見に十分耳を傾け」、「骨格提言」に基づいた「新たな法律」を創設することになっていたはずですが、それにもかかわらず、「障がい者が重ければ重いほど負担が増える」という応益負担を根幹にすえたまま、その中身は変わることなく、障がい者の権利を守るには程遠い制度を押し付けたままになっています。

特に、「介護保険優先原則」には、厳しい批判の声が上がっています。これは、障害のある人が65歳になると、障害福祉が介護保険サービス優先に移行されてしまうものですが、これにより、それまで受けていたサービスが減ったり、無料だったサービスが有料になったりするケースが生じます。

今国会では「総合支援法」の見直しが予定されています。しかし、その方向性を示す審議会の「報告書」には、「日本の社会保障は自助が基本」としたうえで、介護保険の優先原則にも一定の合理性を認め、「ボランティア等の活用」、「グループホームの利用を重度障がい者に限定」等、障がい者の願いに全く背を向けた、負担増を示唆するままでの内容が示されています。日本においては2014年1月に、「障害者権利条約」も批准されました。障害者の生活と権利を守る施策が必要です。そこでおたずね致します。

総合支援法は「基本合意」と「骨格提言」に基づいた改正が必要であり、国に対して見直しを求めるべきと考えます。市長の見解を求めます。

次に、商工行政については、中小企業対策に関して質問します。

小規模企業振興基本法の制定により、小規模企業の支援は、法的にも自治体の役割と位置づけられました。大分市においても、地域経済を下支えしている中小企業をどう支援するかが問われています。やはり「仕事おこし」が重要です。その特効薬として広がっているのが、「住宅リフォーム助成制度」や、その商店版である「店舗・商店リニューアル助成」です。

これらの制度や経済効果については、「直接の経済効果だけでも15倍」(秋田県)等と言われ、2010年10月末には175市区町村で実施され、3年後の2013年度には3.6倍の、628と実施自治体が増えています。(全国商工団体連合会の調査による)

実施する他都市では、受付開始日に早朝から整理券を配るほど好評を得ており、鹿児島市などは火山灰対策のカーポート設置等も含め対象を広げています。この制度の広がりや、明らかに経済効果を実証するものです。

住宅リフォーム助成制度は、利用者側の経済的負担軽減はもちろんですが、企業にとっては後継者の育成や、技術の継承など、産業振興に関わる重要な意義も含まれています。ところが、大分市の年間利用実績は、平成26年22件、27年25件とわずかであり、経済効果を生み出す実績には、程遠い結果となっています。そこで質問します。

現行の、子育てと高齢者対象の制度を見直し、水回りや省エネ対策等、だれでも幅広く使えるリフォーム助成制度に改善すべきと考えます。見解を求めます。

次に、公契約条例について質問します。

公契約は、①公共工事、②民間委託とアウトソーシング、③公共調達とに大別されますが、どの分野においても、今後の地域経済を活性化させるため、また、住民の権利や安全を守るための大切な仕事を担っています。日本国内の公共工事や委託事業に関わる労働者は、1千万人を超え、その財政規模はGDPの15%、約65兆円から75兆円に達するとされており、地方においてはその地域での最大の経済活動となるケースも数多くみられます。

昨年10月5日、TPPの大筋合意が発表されました。TPPの合意は今後、農業、食品安全、医療と保険など、国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、断じて容認できませんが、特に地方自治との関係で注目しなければならないのは、公契約・公共調達の市場開放を求められる「政府調達」の分野です。

現在のところ対象は、都道府県と政令市のみで「一般市町村には拡大しない」とされていますが、合意テキストでは「自由化の水準引き上げを進める」とされており、規定見直しは3年毎に行われます。対象が中核市まで拡大される可能性は十分に考えられ、大分市の公契約・公共調達の分野に、多国籍グローバル企業が参入することは否定できません。

TPPは国の主権を売り渡す恐ろしい内容の協定です。自治体の条例で太刀打ちできるような内容でないことは承知しています。しかし、TPPが発動されれば、ISDS条項などにより、「地元優先発注」や「労働者の公正な労働基準」、等を盛り込んだ公契約条例は定めることすらできる可能性があります。市長は「公契約のあり方については研究・調査中」とご答弁されましたが、TPPの具体的な合意内容が不明のまま進められている背景を鑑みれば、もっと危機感を持つべきだと思います。TPPは、中小企業や、国民生活全体に密接に関わる不平等条約であることを、地方自治体は認識すべきです。そこでお聞きします。

地元企業と労働者を守るためのルールを定めた公契約条例の制定を、早急に検討すべきと考えます。市長の見解をお聞かせください。

次に、環境行政について質問します。

1点目は、ばいじん対策についてです。

私たち日本共産党はこれまで、市民団体や背後地住民の皆さんと共に、長年ばいじん対策に取り組んでまいりました。背後地での実態調査アンケートの結果をふまえて、企業や政府関係機関、地方自治体などに対し、ばいじん規制の申し入れや対策を求めてまいりました。

これまで、一定の改善はされていますが、「悪臭がひどい」「ぜんそくがひどくなった」「洗濯物を外に干せない」といった切実な声は、今もやむことなく続いています。県外から移転して来られた方からは、空気が悪く、大分に来たことを後悔したという残念なご意見もありました。また、県外から出張で来られた方からは、「ばいじんのグラフィイトはコンタクトレンズに付着するため、大分にいる間はメガネを使うようにしている」との声もありました。そこで質問致します。

様々な被害の状況を踏まえ、今後のばいじん根絶に向けてどう取り組んでいくか、市長の考えをお聞かせください。

2 点目は、ごみ減量について質問します。

大分市は、家庭ごみのうち、可燃ごみと不燃ごみの年間排出量を、2018(平成 30)年 3 月末までに、5 万 8,730 トンにする目標を掲げています。その有効な対策の一つとして、家庭ごみ袋の有料化が提案されました。その理由は、「現行施策のみの継続では、これ以上のごみ減量・リサイクルの推進は難しい状況にある。有料化は、ごみ減量や 12 分別の動機づけとなり、排出抑制、リサイクルの推進」になると説明し、2014 年 11 月から実施されました。

有料化後の 1 年間(14 年 11 月～15 年 10 月)の排出量は、8 万 7,501 トンで、前年の同時期に比べ、12.2%減少しています。その後、15 年 11 月～今年 1 月までの 3 ヶ月は、有料化前の同時期より 8.1%減っていますが、有料化後の同時期と比べると 4.4%増加しています。このまま推移すれば、多少排出量が減少したといえども、目標は達成できないと思われます。有料化は一時的な刺激剤としての役割を果たすことはあっても、ごみ減量の有効な手段とは言えないことを示していると考えます。そこで質問します。

1 年半後の見直しを展望し、この時期からごみ減量の目標達成への取り組みや有料化の是非について、全市的な話し合いやアンケートなどを行う考えはないでしょうか、見解を求めます。

次に、同和行政について質問します。

2002 年 3 月で、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特例措置に関する法の一部を改正する法律が終了しました。「差別意識」があることを理由に、同和行政をすすめていますが、憲法が保障する内心の自由との関係のみをみておく必要があります。「差別」という現象と、「意識」という心理を同一視することは不自然です。心の中に思っていることが具体的な行為としてあらわれたとき、そのことを問題として取り扱うことがあっても、こころの中に踏み込んで判断すべきではありません。これは同和問題だけでなく、すべての差別にかかわることだと考えます。

多くの自治体がすでに同和行政をやめ、一般施策に移行する中、大分市でも団体補助金を全廃しています。そこで質問します。

同和行政を主とした取り組みではなく、人権全般に関する施策に移行すべきと考えます。見解を求めます。

次に、教育行政について質問します。

1 点目は、小中学校の統廃合についてです。

大分市は、人口減少社会の到来で教育環境が大きく変化した事を理由に、大分市立小中学校適正配置基本計画を策定し、「より豊かな教育環境を創造する」として、小中学校の統廃合を進めています。

しかし、学校統廃合推進の背景には、財務省による強いコスト削減の意向があります。安倍政権は、「骨太方針 2014」で、一貫した小規模校の統廃合政策を提言し、当時、中教審で

は具体的に全国で 600 校を廃校にする旨が口頭説明されました。

一方、文科省は一定規模の学校で「切磋琢磨することが、思考力や判断力、問題解決力などを育み、社会性や規範意識を身に着けさせる」との根拠のない俗説を掲げました。2015 年 1 月には、「適正規模、適正配置に関する手引き」も公表され、小中一貫校を有力な選択肢として挙げています。その手引きの中では、スクールバスなどを視野に入れ、通学距離や通学時間を「一応の目安とする」緩和策が追加され、周辺地域の小規模校を広域で統合することを可能にしました。

大分市の碩田校区においては、当初 3 小学校とされていた計画に、途中から中学校を巻き込み、大分市初の施設一体型小中一貫校を創設するという方向に変えられました。しかし決定後、地元自治会や保護者から、再考を求める請願や、給食調理場の設置を求める陳情が出されたことは、十分な納得と合意を得ないままの決定を明確にするものです。

京都市では、68 校あった小中学校を、統廃合計画によって 17 校にまで激減させました。「トップダウンではやらない」と言いながら、PTA や地元自治会に働きかけて要望書をまとめさせ、統廃合を進めるという手法をとっています。一見、住民合意を前提としているようですが、その合意形成のやり方には問題があると、地元の京都新聞に取り上げられています。

大分市も同様に地域協議会を構成し、碩田校区ではおよそ 1 年半をかけて協議が行われました。その協議の中では、「3 校を 1 校にするのではなく、2 校にすることはできないのか」「どの校区がいいか、協議会で多数決をとってはどうか」など、委員から真摯な意見が出されたにもかかわらず、それらの意見は結局うやむやにされました。

より良い豊かな教育環境を創造すると言いながら、地域住民が重点をおいて協議した防災面の危惧や、通学途中の安全対策、学校を大規模化する問題等には頓着せず、小学校で基本とされている自校式給食に不可欠な給食調理場を建設から外すなど、保護者や住民の声が無視された内容となりました。

そもそも学校は、子どもたち一人ひとりが、人間として発達を遂げていくための全面的な支援を担う「地域の施設」です。学校の廃止や再編を行うことは、子どもたちの生涯に関わる発達や向上が、阻害されかねないことだと認識すべきです。また、地域にとっては、コミュニティの拠点を失うことでもあります。地域から出る反対の声を聞かず、強引に押し進める住民不在の学校統廃合は許されません。そこで質問いたします。

学校規模で統廃合を押し付け、地域住民の反対の声を聞き入れない統廃合は実施すべきでないと考えます。見解をお聞かせください。

2 点目は、小中一貫教育についてです。

昨年 6 月、小中一貫校を制度化する学校教育法の改正が賛成多数で可決され、本年 4 月から、小中一貫教育を行う「義務教育学校」が、従来の小・中学校などに追加されることとなっています。

義務教育学校は、「9 年間一貫した教育課程の編成と実施を行う」学校であり、単独校とは異なる特別(一貫)カリキュラムの下で教育が行われます。

国は小中一貫校の制度化の理由に、「中1ギャップの解消」を挙げていますが、文科省国

立教育政策研究所のパンフレット『中1ギャップの真実』には、中1ギャップに「明確な定義がない」ことや、中1ギャップの前提とされている「いじめ、不登校の急増も、客観的事実とはいきれない」と明確に示しています。それにもかかわらず、小中一貫教育を導入した自治体が異口同音、この「中一ギャップの解消」を根拠不明のまま導入理由としているのは、無責任極まりないことだと思います。

小中一貫教育を、「教育特区」制度を用いて先駆的に全校へ導入した品川区では、導入後の06年以降、不登校率の上昇度が高いと指摘されています。また、近年病休者が増加し、長期欠席者が過去十年間で最高、全国平均の2倍以上となっています。品川区ではいつの時点からか、「病気」が大変増え、「不登校」が頭打ちとなっているのが現状とのことです。

小中一貫校を初めて導入した広島県呉市の学校現場からは、「県教委あるいは市教委から、絶対に(成績の)数字を右肩上がりにしなければならないとすごい圧力があって、本番のテストの前には何度も類似テストをやらせている。」との報告がされています。

また、品川区で最初の小中一貫校となった日野学園では、夏休みに8年生(中2)を対象に、全員参加で、朝8時から夜8時まで勉強する、三泊四日の勉強合宿が実施されています。この状況で、小中一貫教育が「確かな学力」や「生きる力を育む」とするのは、あまりにも安易で乱暴な議論だと言えます。

また、小中一貫教育は、教員の多忙化にも深刻な影響を及ぼしています。「小中の教職員間の打ち合わせ時間の確保」「教職員の負担感、多忙感の解消」などは文科省も課題として挙げています。各学校で行う乗り入れ授業の負担も追い打ちをかけています。三鷹市の施設分離型小中一貫校では、乗り入れ授業で「クラスの授業が担任不在となる」ことや、「中学の先生が小学校に授業に行き補充の非常勤の先生をつけることで学級崩壊する」、等の問題も報告されています。小中一貫教育の結果、子どもが「荒れる」事態が生じては本末転倒です。そこで、質問いたします。

児童生徒が抱える課題が多様化し、教職員の超多忙化が深刻となる中、小中一貫教育を推し進めることは、教育現場に更なるストレスを生じさせ、課題解決に逆行するものです。小中一貫教育の導入は止めるべきです。見解を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。